

宮城県林業労働力関係事業補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、民間事業者等が行う林業労働力に関する事業に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1から12のうち該当するもの）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 県税納税証明書（全ての県税について未納がないことを証明しているもの）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 県税に未納がある者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合に

においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる重要な変更以外の変更にあっては、この限りでない。

- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業完了報告)

第5 補助金の交付を受けた者は、交付金事業完了後、当該事業完了年度内に第6の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号の1から12のうち該当するもの)
- (2) 収支精算書(様式第7号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第8号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第6第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、当該事

業により取得した機械とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間）とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第11 事業実施主体は、第10の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数及び提出先は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 温暖化防止森林づくり担い手確保事業補助金交付要綱（平成29年4月21日付け林振第101号）は、廃止する。
- 3 森林整備担い手対策事業補助金交付要綱（平成28年5月10日付け林振第154号）は、廃止する。
- 4 「みやぎの里山」ビジネス推進事業補助金交付要綱（平成31年4月27日付け林振第125号）は、廃止する。
- 5 この要綱の施行の際、現に廃止前の温暖化防止森林づくり担い手確保事業補助金交付要綱、森林整備担い手対策事業補助金交付要綱及び「みやぎの里山」ビジネス推進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月27日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

1 (事業名) 森林経営管理市町村支援事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
森林施業プランナー養成研修	間伐施業の集約化に向けた団地設定を行うために必要な経費及び森林施業プランナー試験受験のための旅費の一部を助成する。	<p>1 団地設定に要する経費 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。</p> <p>2 森林施業プランナー認定試験受験に要する経費 旅費 森林施業プランナー認定一次試験及び二次試験受験のための旅費とする。</p>	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{*1}	1/2以内	<p>1 森林施業プランナー協会が実施する認定試験に受験する予定があること。ただし、団地設定1箇所につき1人までの助成とする。</p> <p>2 団地設定への助成は、1団地当たり15万円を限度とする。</p> <p>3 団地の設定については森林施業プランナー協会が実施する認定試験の受験要件を満たすものとする。</p> <p>4 団地ごとに森林施業提案書(見積書)を作成することとする。</p> <p>5 旅費の助成については、1人当たり23,000円を限度とする。</p>	事業費の30%を超える増減	地方振興事務所 又は地域事務所2部
森林作業道作設オペレーター育成研修	森林作業道作設技術の習得や生産性向上に関する研修の実施に係る経費の一部を助成する。	<p>研修実施に要する経費</p> <p>1 技術者給 上記に準じる。</p> <p>2 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p> <p>3 謝金 講習等に出席する指導者等の謝金とする。</p> <p>4 旅費 技術者、アルバイト、技能者及び講習等に出席する指導者等の旅費とする。</p> <p>5 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費、修繕料等とする。</p> <p>6 役務費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等とする。</p> <p>7 委託料 資料作成、広告出稿料等の委託料とする。</p> <p>8 使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機</p>	宮城南部・北部流域森林・林業活性化センター	10/10以内	研修の対象者は森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{*1} 及び宮城県育成経営体 ^{*2} とする。		林業振興課1部

		械器具等の借料及び損料とする。 9 原材料費 情報提供、講習等に必要な原材料費とする。					
安全講習・技能講習等助成支援	現場作業に必要なとなる安全講習、技能講習等の実施、受講及び専ら技能訓練に使用する機械の整備等に必要経費の一部を助成する。	素材生産及び造林・保育作業に必要な講習等の実施、受講及び専ら技能訓練に使用する機械の整備等に必要経費	宮城県林業労働力確保支援センター	10/10以内	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{*1} 及び宮城県育成経営体 ^{*2} に属する林業従事者の技能向上に資すること。		林業振興課 1部
就労環境改善	林業事業者等が、安全保護具等の装具を整備する場合に、経費の一部を助成する。	付表1の安全保護具の整備に要する経費	宮城県林業労働力確保支援センター	1/3	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{*1} 及び宮城県育成経営体 ^{*2} に属する林業従事者の技能向上に資すること。		林業振興部 1部
ドローン講習等支援	目視外飛行を行うために必要な国家資格取得に係るドローン講習等受講費用の一部を助成する。	資格取得に係る費用 講習受講に係る費用	宮城県林業労働力確保支援センター	1/2	森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{*1} に属する林業従事者の技能向上に資すること。		林業振興課 1部

※¹森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者とは森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者を指す。

※²宮城県育成経営体とは宮城県育成経営体選定要領第3の規定に基づき選定された者を指す。

2 (事業名) 森林整備担い手対策事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更事業の内容の変更	提出先及び部数
林業労働力確保支援センター支援	県内の林業労働力の育成確保のために各種の事業を行っている林業労働力確保支援センターの活動経費の一部を助成する。	林業労働力確保支援センターの運営・活動に要する経費	宮城県林業労働力確保支援センター	10/10以内		事業費の30%を超える増減	林業振興課 1部
みやぎ林業活性化基金助成	林業従事者の福利厚生の充実のために実施している各種社会保険等の掛金助成事業のうち、他産業に比べて遅れている退職金制度への共済掛金助成事業に対して経費の一部を助成する。	勤労者退職金共済掛金への助成に要する経費	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	10/10以内			林業振興課 1部

3 (事業名) 「みやぎの里山」ビジネス推進事業

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
山仕事ガイダンス開催支援事業	林業労働力確保支援センターが実施する林業就業のためのガイダンスの実施に係る経費の一部を助成する。	ガイダンスの実施に要する経費 1 技術者給 上記に準じる。 2 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金至弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 3 謝金 上記に準じる。 4 旅費 上記に準じる。 5 需用費 上記に準じる。 6 役務費 上記に準じる。 7 委託料 上記に準じる。 8 使用料及び賃借料 上記に準じる。 9 原材料費 上記に準じる。	宮城県林業労働力確保支援センター	10/10以内	ガイダンスの参加対象者は林業就業希望者とする。	事業費の30%を超える増減 事業費の30%を超える増減	林業振興課1部
新規就業者等参入支援	新規就業者に対する就業・育成に係る経費の一部を助成 1 定住環境等対策支援 2 就業用機械準備支援	1 移転に要する経費 (1) 役務費 家財道具等の運搬費 (引越し代) (2) 旅費 新規就業者及び供に移転する家族の旅費・宿泊費 2 個人持機械（動力付き機械）の整備に要する経費 (1) 需用費 消耗品費 (2) 備品費 チェーンソー、刈払機等の動力付き機械及び安全保護具の購入費	認定事業主 ^{※3}	1 / 2	事業内容欄の1及び2 採用した日から原則として、1年以内の者を助成対象とする。 事業内容欄の1及び2 過去に林業事業体に所属した者で、3年以上の経験を有する者を新規採用した場合は、助成対象から除外する。 事業内容欄の1 助成対象となる移転先は就業する事業体の所在市町村又は就業する事業体の所在市町村に隣接する市町村とし、同一市町村内での移転は助成対象外とする。		地方振興事務所 2部

					事業内容欄の1 移転費用の助成は、20万円を限度とする。 事業内容欄の2 機械・防具購入への助成は、1人当たり20万円を限度とし、所属する林業事業体へ助成する。		
作業効率化先進技術モデル導入	作業効率化先進技術に必要な機械装置のレンタル・リースに係る経費の一部助成 ・IOT対応ハーベスほか情報通信技術を用いた作業効率化林業機械 ・搭乗型下刈り機械、アシストスーツほか労働強度軽減の作業機械 ・トイレカー等現場の就業環境改善の機械・装置 ・その他若者等新規参入者の参入促進に資する機械装置のレンタルに係る費用	・レンタル・リース料 ・運搬料 ・消耗品 (レンタル・リース機械の動作に必要な消耗品(燃料代を除く))	宮城県育成経営体 ^{※2} 、認定事業主 ^{※3}	1 / 2 以内	同一機械・装置は6ヶ月/年限度とする。	事業費の30%を超える増減	地方振興事務所 2部
森林ビジネス若者就業促進支援	地域の森林資源を活用した商品開発及び販路開拓、創業に係る経費の一部を助成	付表2のとおり	1 みやぎ森林・林業未来創造カレッジの森林ビジネスコースを修了した者 2 1の者の所属する企業、団体 3 森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 ^{※1} 及び認定事業主 ^{※3}	1/2 以内 上限を200万円とする。但し、機械購入は50万円を上限とする。	森林ビジネスコースの研修を修了した者、又はその者が所属する団体とし、新規就業者の確保に資すること。 ※機械購入費用は、1年目の事業実施は、単価20万円(税抜)以下、2年目は単価100万円(税抜)以下とする。 ※リース料は、年50万円(税抜)未満とする。		地方振興事務所 2部

※³認定事業主とは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定を受けた者を指す。

付表 1

対象安全保護具	対象使用区分	採 択 基 準
フェイスガード・イヤーマフ付ヘルメット	頭部負傷防止	フェイスガード・イヤーマフ・無線機付ヘルメットについては、一個あたり5千円を補助上限とする。
防護作業衣	切創防止用 蜂刺防止用	防護衣については、上下衣セットの場合は1セット当たり2万円、上衣又は下衣のみの場合はそれぞれ1着当たり1万円を補助上限とする。
防護作業靴	切創・転倒防止用	足の先及び甲に切創防止のための鋼製補強等がなされ、靴底には転倒防止のための滑り止め等があるものとする。一足当たり1万円を補助上限とする。
空調服	熱中症対策用 蜂被害対策用	空調服については、上衣のみとし、服地、ケーブル、ファン、バッテリー（または電池ボックス）が一体となった仕様とする。一着あたり1万5千円を補助上限とする。
かかり木処理器具	かかり木に要する機械	かかり木処理工具については、一台あたり <u>3万円</u> を補助上限とする。
救急用担架，救急医療セット	救急体制整備	担架については、1台当たり1万円、救急箱等を併せて購入する場合は1セット当たり1万5千円を補助上限とする。

(注) 上表以外の安全保護具等は、補助対象としない。

付表 2

対象経費	
(1)謝金	講演・研修等において講演や講義を行う講師等に対し支払う謝金
(2)旅費	外部講師、専門家等に対する旅費、マーケティング活動及び情報収集に要した公共交通機関の旅費
(3)賃金	新たに起業した者の賃金、本事業実施のため雇用した雇用の賃金
(4)広報費	広報宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費
(5)通信運搬費	郵送料、宅配料等の業務の用に供する通信運搬費 ダイレクトメールの郵送料、メール便等の実費
(6)原材料費	試供品・サンプル品の制作に必要な材料購入費
(7)委託費	試供品・サンプル品の制作委託費 市場調査等の委託費 ホームページ制作の委託費 ※委託費は、補助金交付額の2分の1以下とする
(8)賃借料	会議室、機材等のレンタル費
(9)機材費	工具・器具・備品等の調達費用 機械・装置の購入費用 ※購入する機械の単価は100万円(税抜)以下とする。
(10)その他	上記のほか、林業振興課長が補助対象事業に必要と認めた経費 ※業務の用に供する事務用品等

※機械とは・・・動力を受けて目的に応じた一定の運動・仕事をするもののことをいう。